

皆様のご意見をお寄せください。

岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例(案)

パブリックコメント

岩倉市では、平成20年3月に施行した「岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例」に基づき、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図るため、「岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例」の制定を進めています。

この条例案がまとまりましたので、市民の皆さんに公表し、ご意見をお伺いするパブリックコメントを実施します。

■受付期間

平成29年9月27日（水）から平成29年10月27日（金）まで

■条例案の閲覧場所

- ・市役所・・・観光情報ステーション（情報サロン）（1階）、危機管理課（6階）
※月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで
- ・岩倉市ホームページ (<http://www.city.iwakura.aichi.jp>)

■ご意見の提出方法

- ①持参
- ②郵送〔〒482-8686（住所不要）危機管理課あて〕※当日消印有効
- ③ファックス（FAX：0587-66-6380）
- ④電子メール（kikikanri@city.iwakura.lg.jp）

※様式は問いませんが、件名「岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例（案）」を明記してください。

■ご意見の取扱い

提出されたご意見は、本市の考え方とともに整理したうえで、市ホームページに公表します。なお、ご意見に対する個別の回答は行いません。また、求める内容と直接関係がないと判断されるものについては、意見として取扱いませのでご了承ください。

○担当課及び問合せ先

危機管理課：TEL0587-38-5831（直通）